

長崎県地域包括ケアシステム推進協議会認知症部会
長崎県認知症施策推進計画策定のためのワーキング会議設置要綱

長崎県地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱第5条第3項に基づき、以下のとおり、長崎県認知症施策推進計画策定のためのワーキング会議（以下「ワーキング」という。）を設置する。

1 目的

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく本県の「認知症施策推進計画」の策定にあたり、認知症の人や家族、関係者とともに現行施策等の検証・分析を行い、認知症の人や家族等の意見を反映した計画の骨子及び具体的な取組案を検討することを目的とする。

2 構成

ワーキングは、認知症の人及び家族のほか、次の機関等に属するものをもって構成する。

- (1) 有識者（学識経験者、認知症介護指導者等）
- (2) 認知症施策の推進に関わりのある関係団体・関係機関（認知症の人と家族の会長崎県支部、長崎県認知症疾患医療センター、長崎県介護支援専門員協会、長崎県グループホーム連絡協議会、長崎県社会福祉協議会、長崎県中小企業団体中央会）
- (3) 地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）
- (4) その他、事務局が必要と認めるもの

3 設置期間

設置期間は、令和7年9月2日から令和8年度末までとする。

4 検討内容

- (1) 長崎県認知症施策推進計画の骨子及び同計画に基づく取組案に関すること
- (2) その他必要な事項

5 事務局

ワーキングの事務局は、長崎県長寿社会課に置く。